

# 令和6年度 就学援助費支給金額内訳

単位:円、()内は支給時期

支給費目	【要保護】 生活保護 受給中の方		【準要保護】 生活保護受給中の方以外で、認定となった方					
	小学校	中学校	小学校			中学校		
			1年	2～5年	6年	1年	2年	3年
学用品費・通学用品費 ※途中認定の方は、月割額を支給	-	-	5,815 (7月末)	6,950 (7月末)		11,365 (7月末)	12,500 (7月末)	
			5,815 (1月末)	6,950 (1月末)		11,365 (1月末)	12,500 (1月末)	
新入学学用品費 ※注4	併給不可	-	64,300 (7月末)	-	-	81,000 (7月末)	-	-
入学時学用品費 ※注4			-	-	81,000 (2月末)	-	-	-
入学準備金(小学6年生のみ)	18,000 (3月末)	-	-	-	18,000 (3月末)	-	-	-
卒業アルバム代(上限有)	-	-	-	-	11,000 以内 (3～5月)	-	-	10,290 以内 (3～5月)
校外活動費(移動教室含む)	-	-	実費額			実費額		
修学旅行費	実費額	実費額	-	-	実費額	-	-	実費額
体育実技用具費(上限有)	-	-	-	-	-	実費額		
学校給食費	-	-	実費額 ※教育委員会から学校長口座に支払います。 費用の返金時期等については、学校に直接お問い合わせください。					

## 【注意事項等】

- 注1. 実費額については、実際にかかった費用が保護者口座へ支給されます。  
学校からの費用報告により支給するため、実施日・購入日の2～3ヶ月後が支給時期の目安です。
- 注2. 各支給時期に、申請された振込口座に振り込みます。  
(諸事情により、日程が前後することがありますのでご了承ください。)  
個別の振込通知は行いませんので、各自届出た銀行通帳により入金をご確認ください。
- 注3. 支払金振込口座は、翌年5月末まで解約をしないでください。
- 注4. 給食費は、就学援助に認定となった場合、支給分が後日学校より返金されます。  
認定手続きが完了するまでは口座に入金をお願いいたします。  
※給食費の引き落とし及び返金時期等については各学校に直接お問い合わせください。
- 注5. 新入学学用品費は、前年度に入学時学用品費を受けた場合には支給されません。
- 注6. 体育実技用具費については、中学校で柔道着など実技用具を購入した場合に支給するものです。  
中学3年間で1回のみでの支給で、所属する中学校での平均購入額が上限です。
- 注7. 生活保護を受給中の場合、修学旅行費・入学準備金以外については、  
生活保護費の「教育扶助」から支給されます。
- 注8. 申請内容に変更があった場合には、教育委員会庶務課まで必ずご連絡ください。

【問い合わせ先】日野市教育委員会 庶務課 就学援助担当  
電話：042-514-8692 (直通)